

神戸市福祉サービス事業者等に関する有識者委員会開催要綱

平成25年4月1日
保健福祉局長決定
令和3年7月1日
こども家庭局長合議

(趣旨)

第1条 市長が児童福祉法（昭和22年法律第164号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、神戸市内において福祉サービスを提供する事業者及びその開設者（以下「事業者等」という。）に対して、法令及び条例の規定により指導又は行政処分（以下「処分等」という。）を行うに当たり、その処分等について実施の可否、内容の適否等について、専門的な見地から意見を求めることを目的として、神戸市福祉サービス事業者等に関する有識者委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 委員会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 弁護士等法令について専門知識を有する者
- (2) 公認会計士等財務について専門知識を有する者
- (3) 福祉に関する専門的な知識及び見識を有する者
- (4) 神戸市職員であって福祉局長（こども家庭局所管事業についてはこども家庭局長）が指名する者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、福祉局長（こども家庭局所管事業についてはこども家庭局長）が特に必要があると認める者

(任期)

第3条 委員（前条第1項第4号に掲げる者のうちから任命されたものを除く。以下この条において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の指名等)

第4条 福祉局長は、委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は、会の進行をつかさどる。

3 福祉局長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(議事)

第5条 委員会においては、次に掲げる事項について意見を求める。

- (1) 法令又は条例に基づいて提出された事業者等の申請に対して市長が行おうとする又は行わないこととする処分等について実施の可否、内容の適否に関すること
- (2) 法令又は条例の規定に反した事業者等に対して市長が行おうとする処分等について実施の可否、内容の適否に関すること
- (3) 市長が実施する処分等による影響及びその他処分等の実施に伴い市長が実施すべき行為に関すること

(4) その他事業者等に関すること

(招集)

第6条 委員会は、福祉局長が招集する。

2 福祉局長（こども家庭局所管事業についてはこども家庭局長）が必要と認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第7条 委員会は、神戸市情報公開条例（平成13年7月16日神戸市条例第29号）第10条第4号に該当する情報について意見を求めるものであるため、これを非公開とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉局監査指導部において処理する。

(施行細目の委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に必要な事項は、監査指導部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月22日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日より施行する。